

## 『移動式クレーンの巻き過ぎでフックが運転席を直撃』

業種：貨物取扱い業

被害：死亡者1名

クレーンの種類：移動式クレーン

クレーンのつり上げ荷重：16 t

### ★労働災害発生状況

労働災害は、墓石用輸入材（重量 500kg～2t）292個を 100m 移動させる作業中に発生したものである。

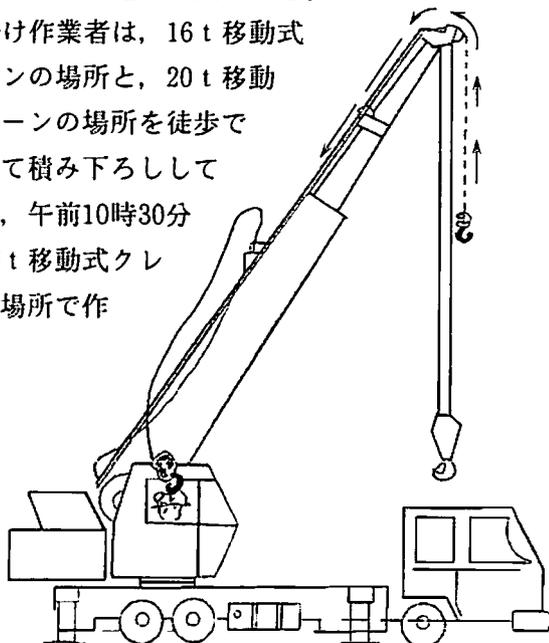
労働災害発生当日は、午前7時50分に移動式クレーン運転手2名、トラック運転手1名、玉掛け作業員3名が配置され、朝のミーティング後作業を開始した。

作業手順は

- ① 16 t の移動式クレーンの主巻で石材材をトラックに積み込み（一回の吊り上げで2～3個を積みこむ）
- ② トラックに7～8個の石材材と枕木を積みこんだら移動する。
- ③ 移動先では20 t の移動式クレーンで石材材等を下ろす。

以上の繰り返し作業である。

玉掛け作業者は、16 t 移動式クレーンの場所と、20 t 移動式クレーンの場所を徒歩で往復して積み下ろしていたが、午前10時30分ごろ16 t 移動式クレーンの場所で作



業が終わったので20 t 移動式クレーンの方へ徒歩で移動していたら、突然「ドーン」と音がしたので、振り返り行ってみると16 t 移動式クレーンを運転していた被災者が運転席の中で血だらけで倒れて（頭蓋骨骨折）死亡していた。

被災者は、石材材をトラックに積んだ後、移動式クレーンの補巻き(2.9t)を巻き過ぎてシングルトップ(ブーム先端部の金具)を飛ばしフックが運転席の上部を直撃、移動式クレーンを操作中の被災者に当たったものである。

### ★労働災害発生原因

1. 移動式クレーンには巻き過ぎ防止装置は取り付けられてはいたが、巻き過ぎ用非常スイッチがOFFになっていたため、巻き過ぎ防止装置は作動していなかったこと。
2. 事故のあった移動式クレーンは、針金でスイッチを固定していたこと。
3. 作業開始前点検は、被害者自身が行っており、全項目が異常なしとして点検簿に記載されているので、事業場幹部のチェック体制が不備であった。

### ★再発防止対策

1. 巻き過ぎ防止装置が正常に作動しているかどうか確認すること。
2. 移動式クレーンの点検は、1人に任せず事業場幹部のチェックが出来るよう管理体制を確立すること。
3. 安全管理者等幹部は、安全パトロール等を行い巻き過ぎ防止装置等の安全装置の機能の保持について、チェックを励行すること。
4. 移動式クレーン運転士（点検者）に対し安全教育を実施すること。